

おくやみ ハンドブック 宇城市

この度はご親族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。
宇城市では、ご遺族の方が行う各種手続きをまとめた
「おくやみハンドブック」を作成しました。
本冊子が皆様のお手続きの一助となれば幸いです。

ご親族の方が亡くなられた後に市役所で必要となる**手続きをご案内**
する「おくやみコーナー」を設けています。
ご利用の際は、事前に予約をお願いします。
※詳しくは3ページをご覧ください。

【予約フォーム】

(URL) <https://logoform.jp/form/432130/747934>



ご遺族の方へ

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

宇城市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

宇城市役所 0964-32-1111

事前準備について

宇城市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

2ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。

STEP 3

おくやみコーナーの予約

おくやみコーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法にてご予約ください。

STEP 4

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 5

ご来庁ください

必要なものをご持参の上、宇城市役所へお越しください。



ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」も活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/11221>



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの
- 国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者証または資格確認書
※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証または資格確認書
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- 介護保険被保険者証
- 重度心身障がい者医療費受給資格者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

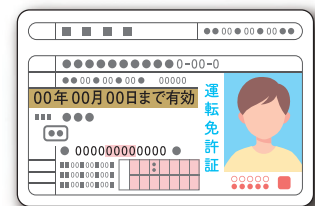
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険及び後期高齢者医療の被保険者証または資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナーのご案内

宇城市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に電子申請が必要です。

※宇城市に住民登録をされていた方が対象です。

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。

●専用ブースで安心して相談できます



予約方法について

以下の方法で予約してください。

●電子申請

- ① 二次元バーコードから
「宇城市おくやみコーナー利用予約フォーム」にアクセス
- ② 画面の指示にしたがって予約してください。

【URL】

<https://logoform.jp/form/432130/747934>



宇城市おくやみコーナー

場 所：宇城市役所本庁舎 1階

受付時間：午前9時30分～午後3時00分

(土・日・祝休日・年末年始を除く)

電 話：0964-32-1111

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (29 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (35 ページ参照)
4か月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (36 ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (35 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (36 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

宇城市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9-10
年金	<input type="checkbox"/>	年金加入者または年金受給者	P.11
	<input type="checkbox"/>	農業者年金加入者または年金受給者	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.12
	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.14
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.15
介護	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.16
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.19
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者医療費の助成を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0964-32-1446

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0964-32-1446

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 被保険者証または資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証または資格確認書を回収します。亡くなられた方が世帯主で、同一世帯内に他の国民健康保険加入者がいた場合、世帯主の欄に変更が生じますので、被保険者証または資格確認書の差替えが必要です。 ※市役所への返却が難しい場合は、細かくして処分してください。	なし
	手続き可能な人 返却は、どなたでも可 差替えは、同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証または資格確認書 <input type="checkbox"/> 同一世帯内の方の被保険者証または資格確認書	医療保険課 ☎ 0964-32-1417

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内に亡くなられた場合には、加入していた健康保険組合から葬祭費が支給されるため申請できません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 喪主
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 喪主の印鑑・通帳	医療保険課 ☎ 0964-32-1417

手続き③ 代表相続人指定届の提出

手続き詳細	期 限
国民健康保険税の未納または還付に関する通知書を送付する場合があります。独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ別送届を郵送でお送りします。	約2週間以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類	医療保険課 ☎ 0964-32-1417

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 被保険者証または資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために、被保険者証または資格確認書を回収しています。 ※市役所への返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書	医療保険課 ☎ 0964-32-1417

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 喪主
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 喪主の印鑑(振込先が喪主名義でない場合)・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	医療保険課 ☎ 0964-32-1417

手続き③ 高額療養費の申し立ての申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申し立ての申請ができます。	2年以内
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑(振込先が相続人名義でない場合) <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳またはキャッシュカード	医療保険課 ☎ 0964-32-1417

3. 年金に関する手続き

年金加入者または年金受給者

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	【死亡の届出】 亡くなられてから14日以内 【未支給年金請求】 亡くなられてから5年以内
	手続き可能な人 ご遺族（亡くなられた方と生計を同じくしていた三親等以内の親族）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの 【未支給年金等の請求を行う場合】 <input type="checkbox"/> 請求者の通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（死亡者と請求者の関係が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 死亡した年金受給者の年金証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 ※請求者の状況によって必要書類が異なります。	熊本東年金事務所 ☎ 096-367-2503 医療保険課 ☎ 0964-32-1417

農業者年金加入者または年金受給者

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
加入または受給していた方が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAで「農業者年金死亡関係届出書」の手続きをお願いします。	10日以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書（受給者） <input type="checkbox"/> 死亡日が確認できる住民票の写し、または、戸籍謄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 0964-32-1341

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	債権管理課 ☎ 0964-32-1497

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	債権管理課 ☎ 0964-32-1497

MEMO

4. 税金に関する手続き

市民税が課税されていた

手続き 代表相続人指定(変更)届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「代表相続人指定(変更)届兼固定資産現所有者申告書」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「代表相続人指定(変更)届兼固定資産現所有者申告書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>相続開始を知った日から 3か月以内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内</p>
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 ☎ 0964-32-1402

MEMO

固定資産（所有権移転登記が済んでいない）を持っていた

手続き 代表相続人指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。</p> <p>※この届出は、亡くなられた人の固定資産税に関する書類を受領する代表者を法定相続人の中から選出してもらい、その代表者を「現所有者」とすることを併せて申告するものです。</p> <p>※この届出は、相続登記や相続税の申告とは一切関係ありません。</p> <p>※固定資産税は毎年1月1日現在の所有者（登記名義人）が納税義務者となります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p> <p>※所有権移転登記がお済の場合でも、届出が必要な場合があります。</p>	<p>相続が発生した年内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写し等</p>	<p>税務課</p> <p>☎ 0964-32-1487</p>

MEMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合は、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0964-32-1402

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任状 <input type="checkbox"/> ナンバープレート	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0964-32-1402

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 異動届の提出及び証書の返却

手続き詳細	期 限
資格喪失に伴う異動届を提出してください。また、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は返却してください。なお、紛失等で返却が難しい場合は、問い合わせ先の担当課職員へ連絡ください。	約 2 週間以内
	手続き可能な人 ①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの委任状が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険資格喪失届出書（窓口） <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢介護課 ☎ 0964-32-1406

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	社会福祉課 ☎ 0964-32-1387

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払障害児福祉手当請求書を提出してください。</u>	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 0964-32-1387

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払特別障害者手当請求書を提出してください。</u>	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 0964-32-1387

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届の提出、受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。 受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本と、振込口座の通帳の写し	社会福祉課 ☎ 0964-32-1387

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。 他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	社会福祉課 ☎ 0964-32-1387

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 0964-32-1387

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 0964-32-1387

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出のみ手続きしてください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票	社会福祉課 ☎ 0964-32-1387

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	社会福祉課 ☎ 0964-32-1387

重度心身障がい者医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障がい者医療費受給資格者証の返却及び受給資格者異動届の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費については、診療月の翌月から1年間申請が可能です。異動届の際に届出された口座に振込みます。	速やかに
	手続き可能な人 親族及び施設職員等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障がい者医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	医療保険課 ☎ 0964-32-1417

6. 福祉（障がい）に関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	社会福祉課 ☎ 0964-32-1387

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	社会福祉課 ☎ 0964-32-1387

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、受給者の変更につき、①新たに認定請求の手続きと、②未払請求の手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【①について】 <input type="checkbox"/> 健康保険証または資格確認書 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは、通知カード 【②について】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳又はキャッシュカード	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	子ども未来課 ☎ 0964-32-1404

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届未支払手当請求書提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の印鑑 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳又はキャッシュカード	子ども未来課 ☎ 0964-32-1404

7. 子どもに関する手続き

子ども医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返却手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給者証を交付していた子どもが亡くなられた場合、その子どもの受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返却または破棄してください。なお、手続きは各支所でも受付けています。	速やかに
	手続き可能な人 子どもの保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 対象の子どもの医療費受給者証	医療保険課 ☎ 0964-32-1417

ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されていた

手続き 資格証の返納、喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付していた方が亡くなられた場合、その資格証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	速やかに
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	子ども未来課 ☎ 0964-32-1404

養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	乳児の保護者 問い合わせ先 医療保険課 ☎ 0964-32-1417

保育所などに入所している子どもがいた

手続き 給付認定変更、退所の手続き

手続き詳細	期 限
保育所などに入所する子どもの保護者や同居のご家族が亡くなられた場合、給付認定の変更手続きが必要です。入所する子どもが亡くなられた場合は、退所の届け出をお願いします。	速やかに
	手続き可能な人 【保護者や同居の家族が亡くなられた場合】 保護者などご家族 【入所児が亡くなられた場合】 保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の印鑑	子ども未来課 ☎ 0964-32-1404

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。また、下水道使用料等が人数算定の世帯（農業集落排水、井戸の使用、井戸と水道の併用使用の方）において、亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点 でお手続きください。
必要なもの	手続き可能な人 ご親族、または同居者
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	問い合わせ先 上下水道局 上下水道課 ☎ 0964-32-1674

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。	受益者の変更があった時点 でお手続きください。
必要なもの	手続き可能な人 新受益者
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	問い合わせ先 上下水道局 上下水道課 ☎ 0964-32-1674

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取中止申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合で、使用を中止するときは、くみ取り業者への連絡が必要です。 各地区のくみ取り業者の連絡先が分からない場合は、衛生環境課までお問い合わせください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
なし	問い合わせ先 衛生環境課 ☎ 0964-32-1598

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き 宇城クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
<p>宇城クリーンセンターへのごみを搬入する場合、同居親族及び市内在住親族の方は、運転免許証等の本人確認書類（※宇城市の住所が確認できるもの）を宇城クリーンセンターの受付窓口で提示してください。また、市外在住親族の方は、事前に手続きが必要になりますので、亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、衛生環境課または支所総合窓口課で申請してください。</p> <p>※一部宇城クリーンセンターで処分できない物があります。</p> <p>※ごみの発生場所（住所）が宇城市外の場合は、搬入できません。</p> <p>※事業活動に伴って発生したごみの処分については、事前に衛生環境課までお問い合わせください。</p>	<p>なし (搬入日当日にお持ちください)</p>
	手続き可能な人
	<p>基本的にご親族の方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 市外在住親族の方：亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類（直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）</p>	<p>衛生環境課 ☎ 0964-32-1598</p>

道路を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>占有許可を廃止する場合は道路占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は地位継承等の手続きを行ってください。</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>できるだけ速やかに</p>
	手続き可能な人
	<p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【道路占有の廃止】</p> <p><input type="checkbox"/> 道路占有廃止届</p> <p>【名義の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 道路占有承継届</p>	<p>用地管理課 ☎ 0964-32-1675</p>

9. その他の手続き

河川用地を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>名義の変更をする場合は、地位継承等の手続きをしてください。占有許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<p>【準用河川占有許可の名義変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 河川占有承継届</p> <p>【準用河川占有許可の廃止】</p> <p><input type="checkbox"/> 河川占有廃止届</p>	どなたでも可
	問い合わせ先
	<p>用地管理課</p> <p>☎ 0964-32-1675</p>

里道、水路用地（法定外公共物）を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>名義の変更をする場合は、地位継承等の手続きをしてください。占有許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<p>【法定外公共物占有許可の名義の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 法定外公共物権利義務承継届</p> <p>【法定外公共物占有許可の廃止】</p> <p><input type="checkbox"/> 法定外公共物占有廃止届</p>	どなたでも可
	問い合わせ先
	<p>用地管理課</p> <p>☎ 0964-32-1675</p>

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期 日	備 考
個人事業の開業・廃業等届出書	事業の開始等の事実があった日から1月以内	提出先 名称：熊本国税局業務センター 所在地：〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日	
個人事業者の死亡届出書 ※被相続人がインボイス発行事業者でない場合	事由が生じた場合、速やかに	
適格請求書発行事業者の死亡届出書 ※被相続人がインボイス発行事業者の場合		

改葬・墓じまいの手続きについて

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先(受取先)

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書(または永代使用許可書等、受け入れ先の確保が確認できるもの)

2 改葬許可申請

本庁及び支所、またはホームページから申請書を取得後現在、埋葬されている墓地の管理者から埋葬証明書を発行(改葬許可申請書に証明)してもらい、改葬許可申請を行います。

3 改葬許可証の受け取り

本庁または支所で改葬許可証を受け取ります。
※手数料300円が必要です。

4 改葬

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

担当課・問い合わせ先

衛生環境課

☎ 0964-32-1598

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

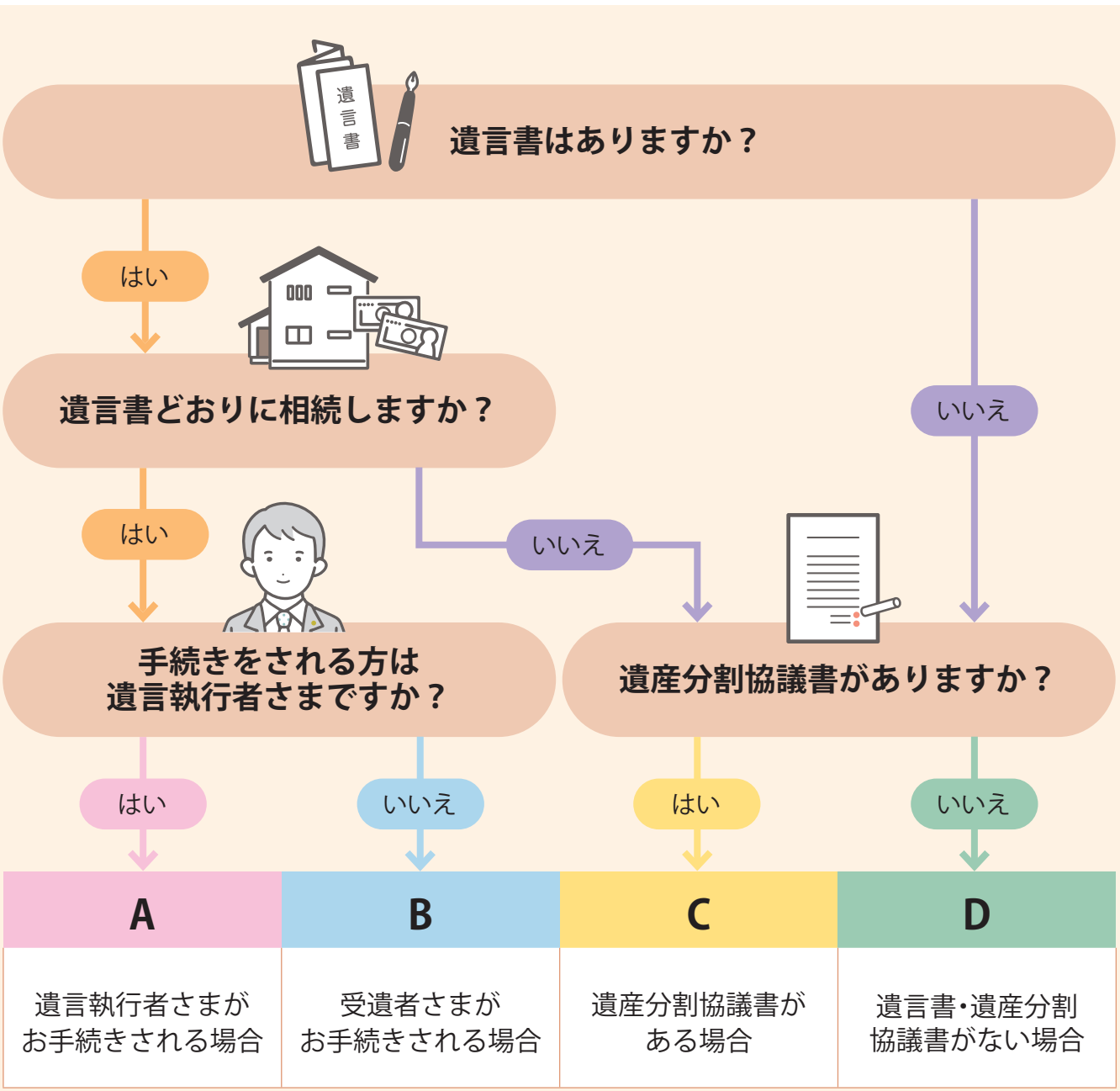
該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	宇城警察署 ☎ 0964-33-0110 熊本県運転免許センター ☎ 096-233-0110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	恩給受給者の死亡により生じた未支給金の請求期限は、死亡した日の翌日から5年です。まだ請求されていない方は、請求期限内に請求してください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。	宇城保健所 保健予防課 ☎ 0964-32-1207
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

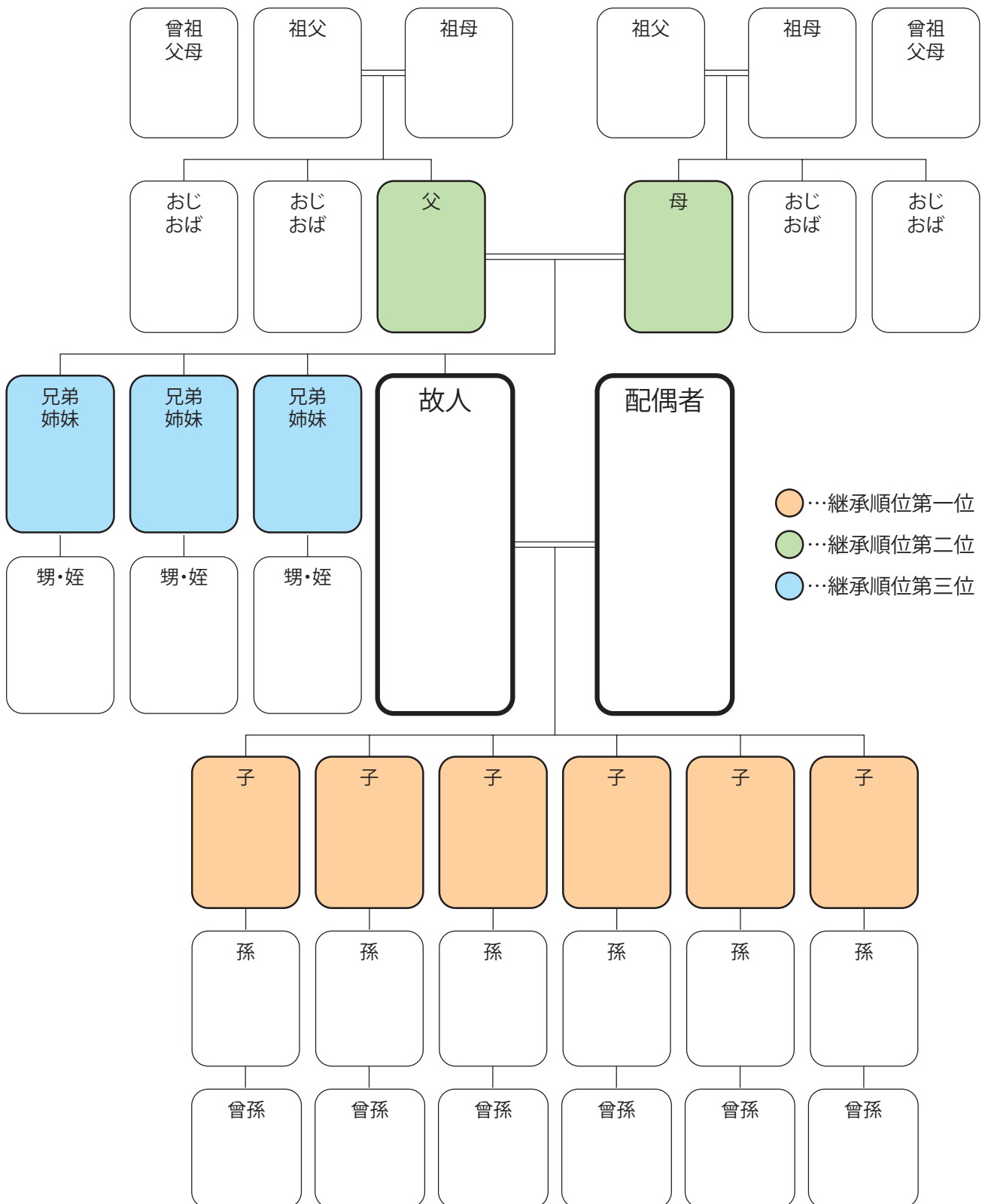
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

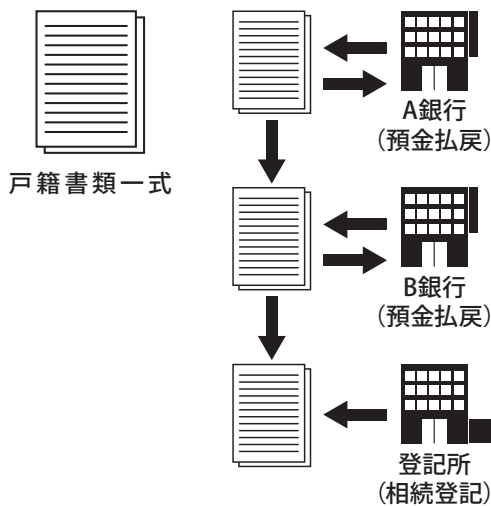
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

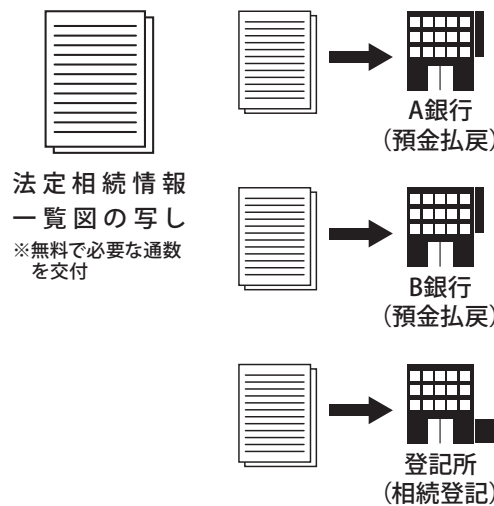
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)宇城市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで
ご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!



オンライン 1分無料診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

法定相続人は
何人いますか?

相続財産の種類を
選択してください

遺言書は
ありますか?

相続税の申告は
必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明を
選択すれば手続きが確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

すべて1クリック!
簡単な4つの
質問でわかる!

1分
わかる!

こんな方におすすめ!

- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や
手続きを知りたい方
- 専門家の
サポートが欲しい方

▶オンライン1分無料診断はこちらから!

<https://www.i-sozoku.com/> 



通話料無料

☎0120-992-467

受付時間

平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元: 株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

発行 宇城市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2025年1月

